

京都の福祉

545

2015.4 April

●地域住民が力を発揮できる

地域包括ケアシステムの構築をめざして

●京都介護・福祉サービス

第三者評価受診のおすすめ

●京都府災害派遣福祉チーム

登録員研修が開催されました

●夢中！熱中！ふくしびと

午後のひととき(青葉学園)

もえくさ

▼4月1日から生活困窮者自立支援法に基づく新制度がスタートする。生活困窮者支援制度は新しい法律に基づくまったく新たな仕組みの構築ということで、その始動にむけた準備・助走は、この間相当なエネルギーが注がれてきた。▼この事業の実施主体となる福祉事務所設置自治体の体制づくりにおいて、新制度の要となる自立相談支援事業の従事者、とりわけ3職種(主任相談支援員、相談支援員、就労支援員)の働きがカギを握ると思われる。今年2月中旬、厚生労働省のホームページに従事者の人材養成研修プログラムと講義教材等が掲載された。▼テキストを除く講義教材だけで電話帳何冊か分になりそうな膨大な資料である。基本的な考え方や視点についてはもとより、「生活困窮者支援を通じた地域づくり(福祉教育や社会資源の活用等を含む)」、「自己決定の支援とは何か」、「アウトリーチ」、「アセスメント・プランの作成」、「就労支援の実施方法」など、幅広い内容の講義と演習が組まれている。これらが全面的に展開されるならば、本事業が地域における「自立支援」の新たな波を起こす可能性がある。▼本会では、この4月からの5か年計画である「第4次中期計画」への取組を開始していくが、事業展開の一つ目の柱が「生活に困窮する人の自立支援」と「社会的孤立を防ぐ取り組み」である。第一線実践現場の取組を広域的な視点から後方支援する役割遂行に努めつつ、中期計画で強化を目指す「協働」「情報発信」「提言」の3つの機能をしっかり発揮できるよう尽力していきたい。

(NT)

地域住民が力を発揮できる

地域包括ケアシステムの構築をめざして

平成27年4月に介護保険制度が改正されます。今回の制度改正では、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」を大きな柱とし、サービスの充実と重点化・効率化を図るため、介護サービスの体系や仕組みが変わり、地域住民の参加が期待されています。（図1）

今号では、改正のポイントのひとつ、「介護予防・日常生活支援総合事業」について紹介し、地域住民の参加による地域づくりについて考えます。

「介護予防給付」から「支援事業」への移行

これまで、要支援1・2の方に提供されていた予防給付のうち、「訪問介護」と「通所介護」が、市町村が実施する「介護予防・日常生活支援事業」に移行されます。（図2）

介護認定を受ける方法と「基本チェックリスト」を利用して迅速にサービスにつなげる方法の2つの流れができます。事業の担い手（提供者）は、従来の介護サービス事業者に加え、民間事業者、NPO法人、地域住民等のボランティアが想定されています。加えて、高齢者の社会参加の場や社会的役割を創る意味で、利用者が地域住民として活動にかかわることも期待されています。

さまざまな主体の参画を促すため、市町村が関係機関のネットワークづくりのための協議体を設置し、地域課題やニーズの把握、社会資源開発、地域づくりの方針の共通認識づくり等を進めることとなっています。運営については、市町村社協や地域包括支援センターがあげられています。

移行にあたって懸念されること

今回の制度改正では、地域の実情に合ったサービスや取り組みが提供できるという反面、市町村によっては、財政状況や専門職の不足、サービス提供主体が少ないといった理由で、サービスに地域差が出ることも懸念されます。また、住民の自発的な活動を各々の背景や思いをくみ取らずに利用できるサービスととらえてしまうことで、住民ボランティアならではの良さがなくなることも危惧されます。住民を“活用”して課題解決を図るのではなく、住民自らが地域の課題を自分たちの課題として解決し、地域づくりにつなげていけるようなかかわりや視点が必要です。

いつまでも住み慣れた地域で暮らしつづけることのできる地域づくりを目指して

本会では、今回の制度改正にあたり、平成

【図1】

主な変更点	
①地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し	
②サービス内容の重点化・効率化	
③特別養護老人ホームの中重度者への重点化（新規入所者を原則要介護3以上に限定）	
④利用料の公平負担	保険料の上昇をできる限り抑えるため、一定の所得のある利用者の自己負担を引き上げると同時に低所得者の保険料軽減が拡充

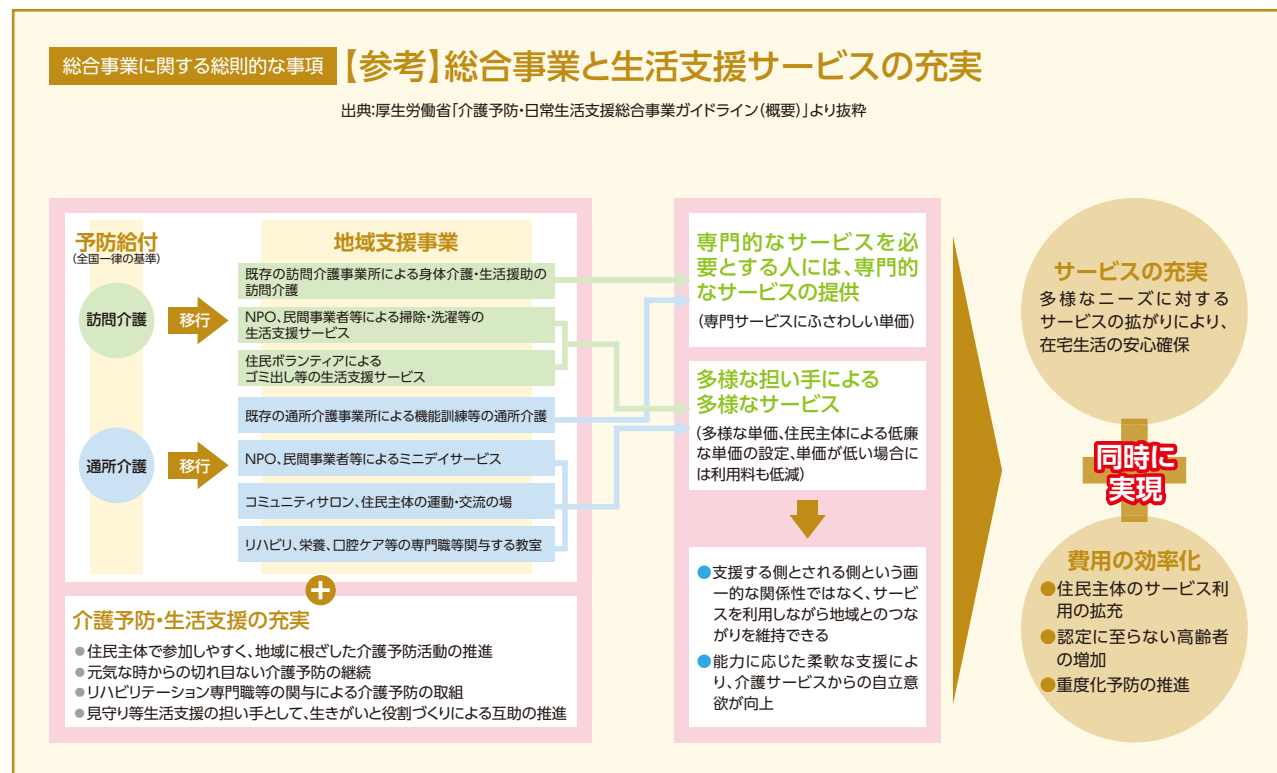
26年度から各市町村社協とともに対応方針の検討をすすめています。その中では、住民の思いや地域の実態を把握し、その地域や住民自身も持っている力を発揮できるような働きかけや課題解決の仕組みづくりを強化していくことの重要性が再確認されました。今回の改正は、地域づくりの大原則である“住民主体”という言葉に今一度立ち返る重要な機会ともとらえられます。

住民自身が「暮らし続けたいと思う地域」の姿を描き、その地域ならではの支援の仕組み（地域包括ケアシステム）づくりを目指す視点を大切に、市町村社協で取り組んでいるサロン活動や住民参加型サービスの充実、住民、関係機関、企業等と連携した見守りの仕組み「絆ネット」の推進等取り組みを一層強化し進めていきます。地域住民・ボランティア、専門職そして企業等の事業者とともに包括的な援助・支援のためのネットワークをつくりながら、多様な団体との協働による地域づくりに取り組んでいきます。

【地域包括ケアシステム】

重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みであり、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に実現が目指されています。

【図2】



出典：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（概要）」から



京都介護・福祉サービス

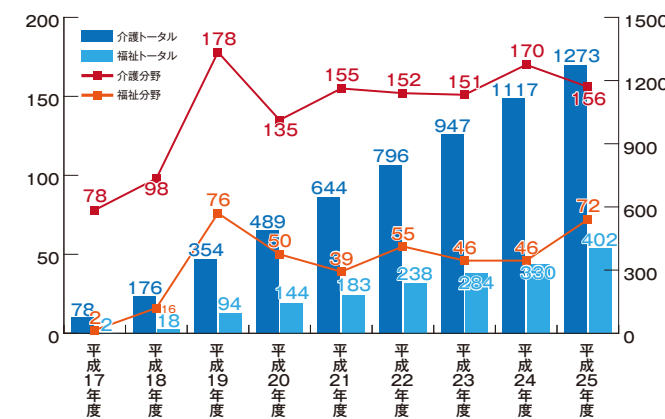
第三者評価受診のすすめ

京都介護・福祉サービス
第三者評価等支援機構（以下、「支援機構」という）は、平成17年10月に発足し、平成27年度で10年目を迎えることになりました。

発足から平成27年3月までに1900件を超える受診があり、これは全国でも屈指の受診数になっています。

また、国の規制改革実施計画においても第三者評価の受診率の数値目標を定めること

〈平成17年度からの受診数推移〉



京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構

TEL.075-252-6292 FAX.075-252-6312

(京都府社会福祉協議会 福祉経営推進室) URL: <http://kyoto-hyoka.jp/>

が求められるなど、第三者評価に対する期待や重要性はますます大きくなっていくと思われます。

第三者評価を受診した事業所からは、事業所や職員、サービスの質の向上につながったという感想が寄せられています。

みなさんの事業所でも、職員の質の向上、サービスの質の向上のため、第三者評価を受診されてはいかがでしょうか。

事業所からの感想

● サービスを第三者の目から客観的にみてもらう必要性を感じました。受診することで、サービスの内容やガバナンスなどを整理することができ、サービスの向上や職員の資質の向上につながりました。
(介護療養型医療施設)

● 繰り返し受診することで、事業所の現在と過去を比較することができ、業務の見直しや、新たな気づきを得ることができました。
(通所介護施設)

● 第三者評価を受診することは、自らの役割を明確にし、サービスの向上、事業所の質の向上、スタッフの意識の向上につながりますので、ぜひとも受診をお奨めします。
(訪問介護事業所)

● 自ら判断するだけではわからない部分がありますので、小さな事業所こそ定期的に受診することがいいのではないのでしょうか。(訪問介護事業所)

Q

第三者評価を受診したことで
事業所や職員に変化は
ありましたか

Q

これから
受診を考えている事業所への
アドバイスはありますか

京都府災害派遣福祉チーム 登録員研修が開催されました

東日本大震災では避難中や避難後の避難先で体調を崩して亡くなる等の災害関連死の発生が注目され、二次災害からいかに要配慮者を守るか、新たな要配慮者の発生を防止することなどが課題として現れてきました。今後は災害時の要配慮者の支援体制を構築するためのネットワークづくりが重要となっています。



▲模造紙を囲みグループ討議



修了証が交付されました▶

京都府では大規模災害時における広域支援ネットワークとして「京都府災害時要配慮者避難支援センター」を設立（平成25年3月）し、行政・医療関係団体・福祉関係団体の連携のもと災害時における支援活動の事業を展開しています。

配慮者のニーズを把握し、相談機関や関係機関への受入調整など円滑な要配慮者支援につなげることを目的とした福祉専門職からなる「京都府災害派遣福祉チーム」を編成するため、チーム員の登録研修が3月10日（火）に開催されました。

当日はチーム及び要配慮者支援のプロセスについての講義を受けた後、地域別のグループに分かれ

支援のあり方についての演習を行いました。参加者からは平常時に地域で行っている取り組みの情報共有のほか、高齢や障害などの専門分野の垣根を超えて必要な配慮について共有することの重要性を語る意見が出ていました。

また、研修終了者には、京都府災害時要配慮者避難支援センター長の修了証が交付されました。

平成
27年度

京都介護・福祉サービス 第三者評価受診事業所の募集について

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構では、4月1日より平成27年度の受診事業所の募集を開始します。

また、社会的養護関係施設の第三者評価受診については、24年度から3年に1度の受診が義務付けられているところですが、27年度からあらたなクールが始まりますので、関係する事業所はご準備をお願いします。



TEL.075-252-6292
FAX.075-252-6312

(京都府社会福祉協議会 福祉経営推進室)

受診に関するお問い合わせは、
「**京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構**」まで。
URL: <http://kyoto-hyoka.jp/>



私がこの仕事をしようと思ったのは大学生の時でした。児童養護施設という存在すら知らなかった私ですが、実習を通して児童養護施設の存在を知り、「面白そう!」と思い、福祉の世界に入りました。

いざ働いてみると、「面白そう!」という感情は無くなり、毎日がしんどかったです。楽観的な私は「こうかなるだろう!」

夢中! 熱中! だから続けたい この仕事 ふくしびと

福祉の現場で働く人たちの熱い想い・メッセージを伝えるコーナーです。京都府内で「熱い福祉」を「夢中」で実践している方々にスポットをあてて、元氣や楽しさ、やりがいや「生」の声をお届けします。

悩んだ日々の中でたどりついた 「とりあえず子どもたちと遊ぼう!」

私がつて働き始めましたが、どうにもならず。

まず、誰かも知らない私の話など聞くはずもなく、「うっさいんじゃーボケー!」と子どもから言われ、イライラする毎日。今から考えれば当たり前のことなのですが、当初はわけが分からず悶々としていました。なんとかしなければと感じ、「とりあえず子どもたちと遊ぼう!」と思い、毎日キャッチボールやサッカーをして遊びました。

すると徐々に子どもとの信頼関係も築け、楽しく仕事をできるようにになりました。

今となつては「うっさいんじゃーボケー!」と言ってくれた子どもにも感謝しています。

現在、働きながら目標にしていることは、みんなが笑顔で生活できる場所にする事です。施設にくる子どもたちの入所理

由は、虐待・ネグレクト・養育困難等、様々な事情があり、家庭環境も違います。まして家族でもない子どもたちが一緒に生活していますので、トラブルは絶えません。ただ、どんな時でも職員である私たちが笑顔忘れず、子どもたちと日々向き合い関わっていくことで、私の目標である「みんなが笑顔で生活できる場所」が達成できると信じ勤務に励んでおります。



楽しく学習支援

「みんなが笑顔で生活できる場所」を目指して

前田 啓太さん

●まえだ けいた
施設名: 社会福祉法人 青葉学園 (児童養護施設)
事業所住所: 亀岡市篠田野町太田高星7
HP/URL: <http://www6.ocn.ne.jp/~aobagaku/>
TEL.0771-22-0651 FAX.0771-22-2241
職種: 保育士
経験年数: 6年
▶好きな言葉: 笑い
▶夢中になっている事: フットサル



こんなとき、どうします? Q&A

京都府社会福祉法人経営者協議会

Q 平成27年4月1日より「パートタイム労働法」が変わりますが、就業規則にどのように反映すれば良いのか、具体的な内容を教えてください。

A パートタイム労働者の働きや貢献に応じた「公正な待遇の実現」を目指すために平成20年4月1日から「パートタイム労働法」が施行されていますが、今回、より一層の均等・均衡待遇の推進を図るために、「改正パートタイム労働法」が4月1日から施行されます。改正のポイントは以下の通りです。

事業所・職員を守る就業規則

- 有期契約職員(パートタイム/アルバイト/嘱託等)及び正職員など登用職別ごとの就業規則を制定するのが望ましい。
- 構成は、正職員就業規則と同一の「章だて」にするのが分かりやすく一般的です。

パートタイム就業規則の改定の骨子

- 職務の内容/人材活用の仕組みが通常の職員と同

じ場合は、賃金、教育訓練、福利厚生をはじめ全ての待遇について、差別的取扱をしてはなりません。

- ① 労働条件の内容を適格に表現します。
- ② 給与(手当を含む)、昇給、賞与の考え方を明確にします。
- ③ パートタイム労働者からの雇用に関する相談には、適切に対応する体制を整備(担当を明確にした相談窓口の設置)します。

経営者の皆様へ 社会福祉法人新会計基準への移行をはじめ、法改正による職員処遇の見直しの必要性が色々と発生しております。規則・規程の改定や“先”を見据えた安定経営のための方策が、今後必要となってまいります。経営に関する疑問・相談がありましたら何でも「経営相談室」にご相談ください。インテーク相談は「無料」です。

福祉施設経営相談室

TEL・FAX 075-252-6301
E-mail keiei@kyoshakyo.or.jp
開設時間 月・水・金 10時~17時
火・木 10時~16時

トピックス

京都府災害ボランティアセンター初動支援チーム養成講座を開催



京都府災害ボランティアセンターは、去る2月21日(土)に、京都産業大学むすびわざ館にて「京都府災害ボランティアセンター初動支援チーム養成講座」を開催しました。(正会員、サポーターなど43名が参加)

この講座は、近年多発する自然災害に対していち早く被災地域や被災住民の状況をつかみ、迅速な支援活動につなげるため京都府災害ボランティアセンターの「初動支援チーム」の養成を目的に開催しました。

今回は講師としてNPO法人にいがた災害ボランティアネットワークの李仁鉄氏にお越しいただき、先遣・初動支援に必要な視点について講義とロールプレイを通じて

学びました。前半の講義では、近年の災害現場での事例などを交えながら災害ボランティアセンターが行う「支援の目的」を再確認したうえで、外部支援者として必要な視点や心得などを学びました。後半は、前半の講義を踏まえながら、被災地の災害ボランティアセンターのスタッフ役と外部から入る支援者役とに分かれ、被災状況の聞き取り・分析などのロールプレイを実施。参加者自身が主体的に参加し、学ぶことができました。

京都府災害ボランティアセンターでは、本講座の修了者を中心に“初動支援チーム”を編成。災害発生時には、現地の災害ボランティアセンターの初動期を支える活動に従事する予定です。



寄付 福祉車両の寄贈 ありがとうございました

平成27年2月20日(金)ハートピア京都にて(一般社団法人)生命保険協会京都府協会の車両寄贈式が行われました。京都府協会では社会貢献活動の一環として、生命保険会社の募金を基に、福祉巡回車の寄贈を毎年行っています。本年は京丹後市社会福祉協議会へ車両が寄贈されました。



寄付 ご寄付 ありがとうございました

平成27年3月3日(火)に一般財団法人近畿陸運協会様より500,000円の御寄付をいただきました。御芳志の趣旨に沿い活用させていただきます。ありがとうございました。



案内 安心して暮らせる地域づくりのパートナー 京都府社協では、賛助会員 を募集しています！

本会は社会福祉法に基づき設立された社会福祉法人です。京都府の地域福祉を推進する民間団体として「福祉で地域づくり」を合言葉に、住み慣れた地域でだれもが安心して生活できる、そんな町づくりをめざし、次の5つの重点事業を掲げ諸事業に取り組んでいます。ご理解の上、ぜひ本会の「賛助会員」としてご支援ください。

<5つの重点事業>

- ①「生活に困窮する人の自立支援」と「社会的孤立を防ぐ取り組み」の一体的な推進
- ②社会福祉法人との連携・協働と福祉サービスの質の向上
- ③福祉・介護人材の確保・定着・育成のための総合的な事業の推進
- ④「防災・減災のまちづくり」と「被災者(地)のニーズ・主体性に添った災害支援活動」の推進
- ⑤幅広い協働による事業の展開

会費額(年額)

- 賛助会員 個人1□5,000円、法人1□10,000円で希望□数

<賛助会員の特典>

- 京都府社会福祉協議会発行の機関紙「京都の福祉」(年8回発行)をお送りします。府内の福祉の最新情報がお手元に届きます。

- 全社協出版部発行の福祉図書が割引価格で購入できます。
- 社会福祉大会など本会主催の講演会等のご案内を差し上げます。

賛助会員についてのお問合せ・お申込先
京都府社会福祉協議会 総務部総務課
〒604-0874 京都府京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375
TEL.075-252-6291 FAX.075-252-6310
HP <http://www.kyoshakyo.or.jp/introduction/introduction4/post-2.html>



DVに気づいてください!

被害経験者は約30%。
あなたにも身近な問題です。



なぐる・けるだけが暴力ではありません。脅迫や人格を否定するような精神的な暴力もあります。被害者自身や周囲の方がDVに気づくことが、解決の第一歩です。

京都府府民生活部男女共同参画課
TEL.075-414-4291
<http://www.pref.kyoto.jp/josei/index.html>

福祉事業を始めるなら

賠償責任保険は必須です!

福祉事業者総合補償制度
「まごころワイド」をおすすめします。

充実の賠償責任補償制度、
安価な傷害見舞金補償制度など
必要なプランを組み合わせでご加入いただけます。

福祉専門チームによる安心の事故対応

詳しい補償内容はこちらまで

福祉の保険「まごころワイド」取扱代理店

京都の総合保険代理店 **株式会社 エスアールエム**

専用TEL **075-822-8613**

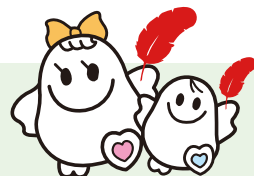
福祉の保険ホームページ www.srm-net.co.jp/smile/

引受保険会社: 三井住友海上火災保険株式会社

この広告は保険の特徴を説明したものです。
詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

ボランティア活動には「ボランティア保険」
イベントを開催される時には「福祉行事保険」も併せてご利用ください。

- 「京都の福祉」へのご意見、ご感想、とりあげてほしいテーマなどをお寄せください。表紙の写真も募集中です。(テーマ「笑顔」)
- 本会へのご意見等は、下記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。
<http://www.kyoshakyo.or.jp>



本紙は、共同募金の配分金によってつくられています。